

令和2年第4回足寄町議会臨時会議事録

令和2年11月26日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 沢 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長 渡 辺 俊 一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 3 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 3 ＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜ P 3 ～ P 5 ＞
- 日程第 4 議案第 9 3 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜ P 5 ～ P 6 ＞
- 日程第 5 議案第 9 4 号 足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例＜ P 6 ～ P 7 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、令和2年第4回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、9番高橋秀樹君、10番二川 靖君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 本日開催されました、第4回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第93号から議案第94号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政報告2件を申し上げたいと思います。

まず、本町職員が起こした交通死亡事故について、御報告いたします。

令和2年10月4日、日曜日の午後5時45分頃、郊南1丁目の国道242号において、本町に勤務する住民課住民室長が自家用車を運転中、交通死亡事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで現行犯逮捕されました。

亡くなられた方は、郊南1丁目にお住まいの上田ミツエさん79歳で、事故現場付近の道路を歩いていたところ、札幌から帰宅途中の住民課住民室長が運転する自家用車にはねられ、搬送先の足寄町国民健康保険病院で死亡が確認されました。

お亡くなりになられた上田ミツエさんに対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様に対し、心からおわびを申し上げます。

交通法規を率先し遵守すべき町職員が交通死亡事故を起こしたことは誠に遺憾であり、町民の皆様並びに議員各位に多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

事故後の対応につきましては、事故翌日に各課長等を緊急に招集し、事故の報告と改め

て交通安全意識の徹底を指示するとともに、10月8日には職員を対象とした交通事故撲滅緊急集会を開催、15日にはフクハラ足寄店前ほかで交通安全啓発活動を、16日には本別警察署などと事故現場の道路診断を実施したほか、役場庁舎前の国道241号で、28日には事故現場付近の国道242号で、旗波キャンペーンを実施し、通行車両等に交通安全を呼びかけました。また、10月16日から23日までの期間、防災行政無線により、町民に向けて交通安全啓発放送を実施いたしました。これらの取組を通じて、私たち職員が二度と交通事故の加害者とならないよう強く決意するとともに、関係機関の協力を得ながら、引き続き交通安全の啓発に努めてまいります。

なお、住民課住民室長に対しまして、事の重大性に鑑み、刑事及び行政処分在先立ち、10月20日付で停職2か月の懲戒処分を行いました。

今後も、安全運転の励行、交通法規の遵守など、職員に対し、コンプライアンス意識の徹底を図り、再発防止の取組を強化し、信頼回復に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告いたします。

次に、令和2年度の個人町民税について、課税誤りがありましたので、御報告いたします。

個人の町民税は、給与や事業による収入等に対して課税されるもので、原則として1月1日に足寄町内に住所のある方に対し、道民税と合わせて課税・徴収しています。

今回の誤りは、65歳以上の方の公的年金から天引きする特別徴収の処理に際して、賦課額の減額等により特別徴収を停止する対象者のデータが、処理プログラムの不備により誤った特別徴収停止の依頼データが作成され、その結果、6月以降2名の年金支給停止が生じ、8月には47名の過納付と7名の未納付が生じたものであります。

年金支給が停止となった2名の方には、職

員が訪問して経過を説明の上謝罪し、年金支給再開の手続を取るとともに、特別徴収できなかった額の納付書による納入について御理解を頂きました。また、そのほかの方々につきましても、経過を説明の上謝罪し、過納付が生じた47名の方におきましては9月中に過納付額の返還が完了し、特別徴収が停止となった7名の方におきましても納付書による納入について御理解を頂きました。

今回の課税誤りは、住民税課税システムの新システムへのデータ移行に際し、処理プログラムの不備によりシステム内部で使用している管理番号にずれが生じたことで、誤った特別徴収の異動データが作成されたことと、実際に作成されたデータとチェックリストの内容が異なっていたことが原因であり、システム担当者が未熟でプログラムのチェック機能が不完全であったことが原因とシステム会社から報告を受けております。

システム担当者からは、作成された異動データの内容を直接読み取ることは新システムでは不可能との誤った説明を受けていたことから、職員によるこれ以上のチェックはできませんでしたが、今回の誤りの検証を行った際に、データの直接読み取りが可能であることが判明したため、当面、作成された異動データを直接読み取り、チェックを行うこととしました。

このような誤りを再び起こすことがないように、システム会社に職員の技術指導と徹底したチェック体制の強化をお願いするとともに、本町においてもチェック体制と事務処理体制を一層強化しております。

納税者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、適正な課税をしなければならない税務行政にあつて、町民の皆様及び議員の皆様に対する信頼を著しく損ねる結果となってしまいましたことをおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

税務行政に携わる職員が一丸となって信頼回復に努め、職員の資質向上、定期的なシステムの検証を行い、再発防止に努めてまいり

ますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告とさせていただきます。

以上、2件につきまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第93号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第93号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第93号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて町長等の特別職及び議会議員の期末手当について改正をするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第8条第2項の表中「100分の225」を「100分の220」に、「100分の135」を「100分の132」に、「100分の67.5」を「100分の66」に改める。

こちらの第1条による改正につきましては、町長、副町長、教育長及び議会議員の令和2年12月支給分の期末手当の支給割合を

給料あるいは報酬月額0.05か月分引き下げるものでございます。なお、議会議員につきましては、在職期間に応じた割合をそれぞれ引き下げるものでございます。

続いて、第2条 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の220」を「100分の222.5」に、「100分の132」を「100分の133.5」に、「100分の66」を「100分の66.75」に改める。

第2条による改正につきましては、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について、翌年の令和3年度以降6月支給分と12月支給分を同じ支給率とするものでございます。なお、年間の合計支給率に変更はございません。また、こちらにも議会議員について、在職期間に応じた支給割合を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行することを定めております。

2ページ及び3ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第94号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第94号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第94号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

本条例は、議案第93号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、足寄町職員の給与に関する条例外2本の条例を一括して整備をするものでございます。

改正内容について申し上げます。

まず、第1条による改正につきましては、足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、職員の令和2年12月支給分の期末手当の支給割合を給与月額0.05か月の引下げをするものでございます。

第2条による改正につきましても、足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、職員の期末手当について、令和3年度

以降6月支給分と12月支給分を同じ支給率とするものでございます。

なお、年間の合計支給率に変更はございません。

第3条による改正につきましては、足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、附則におきまして、給料表及び期末手当に関する特例規定として、2項を加えるものでございます。

第4条による改正につきましては、足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、附則におきまして、報酬等に関する特例規定として1項を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行することを定めております。

5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

なお、本2つの議案につきまして、今回の期末手当の減額に伴います予算の補正につきましては、本日の臨時会では行わず、ほかの人件費等を合わせて精査した上で、12月の定例会に提案をさせていただき予定でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、提出議案等の説明とさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第94号足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第4回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時23分 閉会

令和2年第4回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員